

ガソリンスタンドでのガソリン購入時の注意事項

令和元年7月に、京都市伏見区において極めて重大な人的被害を伴う爆発火災が発生しました。

原因は、ガソリンをまいて火をつけたものとみられることから、販売及び購入される方に、再度ガソリンの危険性を十分に理解し、正しく取り扱っていただく必要がありますので、ガソリンの販売及び購入時には十分ご注意をお願いいたします。

ガソリンスタンドの皆さまへ

ガソリンを容器で購入されるお客様に対し、身分証等による本人の確認、使用目的の確認と併せ販売記録の作成のご協力をお願いいたします。(※令和2年2月1日からは義務化)

また、下記の事項についてご注意いただき購入者にも注意喚起をお願いいたします。

- セルフスタンドでは、顧客用固定給油設備により**顧客自らが容器にガソリンを詰め替えることは禁止**されています。
- ガソリンを詰め替え販売する場合は、**消防法令の基準に適合した容器**であるか確認をしてください。(危険物保安技術協会の試験確認済証のあるものは消防法令に適合した容器です。)
- 携行缶に入れたガソリンを取り扱う場合は、周囲に火気が無いことを確認するとともに、取り扱う前に調整ネジ等を緩めるなど、缶内の圧力を調整してください。
- ガソリンを注油する場合、地面に置く等アースを取ってください。



ガソリンを購入するお客様へ

ガソリンスタンドでガソリンを容器で購入する際、身分証等による本人の確認、使用目的の確認と併せ販売記録が保存されることがありますので、ご協力をお願いいたします。(※令和2年2月1日からは義務化)

また、下記事項についてご注意ください。

- 購入者自らの詰め替えは禁止**されています。ガソリンスタンド従業員の方に実施していただき、指示に従ってください。
- ガソリンスタンドで、携行缶等でガソリンを購入する際は**消防法令に適合した容器**を使用しなければいけません。
- ガソリンは、極めて引火しやすく非常に危険です。**揮発性がとても高く、その蒸気は空気よりも重いため滞留しやすく、周囲での火気の使用や静電気には注意が必要です。
- 保管する場合は、火気の使用が無く、日光等による温度変化が少ない場所等で保管してください。(取り扱う量等によって、消防署への届出や許可の対象になります。)

お問い合わせ先

甲府地区消防本部 予防課 055-222-1291